

平成 28 年度 外国人留学生奨学金募集要項

公益財団法人 守屋留学生交流協会

公益財団法人守屋留学生交流協会（以下「協会」という）は、我が国の大学に在学するアジア諸国からの留学生の中から、平成 28 年度奨学生を下記により募集する。

記

1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、次に掲げる外国人留学生とする。

- ア. 平成 28 年 4 月 1 日現在、大学院修士課程 1 年、あるいは博士課程の学生であること。
- イ. 学生の専攻分野は、地理学、歴史学、教育学の他社会科学の専攻分野も含むものとする。
- ウ. 原則として平成 28 年 4 月 1 日現在で年齢が満 35 歳未満であること。
- エ. 原則として政府等他の奨学団体から奨学金を受けていない者。
- オ. 人物優秀で、かつ、心身ともに健康である者。
- カ. 財団が催す諸行事に原則として出席できる者。

2. 奨学金

奨学生には、協会が行う奨学金給付交付会または在学する大学を通じて、月額 70,000 円の奨学金を支給する。

3. 採用予定数

6 名

4. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月までとする。ただし期間中大学を退学、休学した場合は、翌月から支給を停止する。その期間中、修士課程から博士課程へ移っても 2 年間は支給する。

5. 応募の手続き

- (1) 奨学生に応募する者は別紙様式 1 の申請書に次の書類を添えて、大学において指定する日までに在学する大学に提出しなければならない。

ア. 成績証明書

イ. 大学院における研究テーマの概要（別紙様式 3）

ウ. 日本に留学した動機、目的（小文 400 字程度）

エ. 外国人登録済証明書（在留資格「留学」が明記されているもの）

(2)(1)の申請があったときは、大学は奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適格と認めた者につき別紙様式2による推薦調書を付して当協会に提出する。

6. 選考及び決定

協会は、5により大学から推薦があったときは、協会に設ける選考会に諮り、奨学生を決定し、在学する大学を通じて本人に通知する。

7. 奨学金の支給休止、停止及び復活

(1) 奨学生が次の各号に該当するときは、その者に対する奨学金の支給を休止または停止する。

ア. 勉学または研究の指導担当から、勉学または研究の継続に不適格と認められた場合

イ. 学業成績が著しく不良の場合

ウ. 素行不良の場合

エ. 家庭の事情等で長期にわたって休学となった場合

(2) 奨学金の支給が停止された者について、その事由が止んだと認められるときは、奨学金の支給を復活することがある。

1. 転 学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

2. 学習報告書の提出

奨学生は、毎年度末または奨学金支給期間終了後、速やかに在学する大学を通じて学習報告書(別紙様式4)を協会に提出しなければならない。

10. 応募先及び問い合わせ先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-29 株式会社 帝国書院内

公益財団法人 守屋留学生交流協会

電 話 (03) 3263-7952 ファックス (03) 3234-7002

メール moriya-zaidan@teikokushoin.co.jp

外国人留学生奨学金給与規程

公益財団法人 守屋留学生交流協会

(昭和 57 年 4 月 1 日制定)

(平成 24 年 4 月 1 日改訂)

第 1 目 的

この制度は、我が国の大学に在学する私費外国人留学生で、学業成績優秀な者に対して、公益財団法人守屋留学生交流協会（以下「協会」という）が奨学金を支給することにより、その学習効果を一層高め、もって我が国とアジア諸国との教育、学術、文化の発展及び相互理解の促進に寄与することを目的とする。

第 2 私費外国人留学生の定義

この規程において、「私費外国人留学生」とは、我が国の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生のうち、国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣制定）に定める国費外国人留学生以外の者をいう。

第 3 奨学金の支給対象者

この制度により奨学金を受けることのできる者は、大学院（研究生を含む）に在学する私費外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める在留資格「留学」を有する者とする。

第 4 申請及び推薦

- (1) 奨学金を受けようとする者は、所定の期日までに、別に定める申請書類を、在学する大学の長（以下「在学大学長」という）に提出するものとする。
- (2) 在学大学長は、(1) の申請者のうち適格と認めた者について、推薦調書を作成のうえ、申請書類を添えて、所定の期日までに協会に応募するものとする。

第 5 奨学生の決定及び通知

協会は、第 4 の推薦に基づき、別に定める選考委員会に諮り、奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という）を決定して、在学大学長を通して本人に通知する。

第 6 奨学金の額等

奨学金の額、支給期間及び支給方法は、別に定める。

第 7 奨学生の異動

- (1) 奨学生は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、在学大学長を通じて協会に届け出るものとする。

- ア. 休学、転学、留学または退学したとき。
- イ. 停学その他の処分を受けたとき。
- ウ. 在学資格に変更があったとき。
- エ. 氏名、住所その他申請書に記載した事項（軽微なものを除く）に変更があったとき。

(2) 在学大学長は、(1) のアまたはイに該当する場合において、本人からの届け出がないときは、本人に代わり、その事実を協会に届け出るものとする。

第8 支給の休止、停止

- (1) 協会は、本人の都合により奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した場合、奨学金の支給を休止することができる。
- (2) 協会は奨学生の学業(在学大学長から協会への届出)または品行等(協会の規程及び日本国の法律に相反する行為)の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めた場合は、奨学金の支給を停止することができる。
- (3) 協会は、(1) または(2) の規定により、奨学金を休止若しくは停止された者についてその事由が止んだと認めた場合は、奨学金の支給を復活することができる。

第9 支給の打ち切り

協会は、奨学生が次のアからエまでのいずれかに該当すると認められた場合には、奨学金の支給を打ち切ることができる。

- ア. 申請の記載に虚偽が発見されたとき。
- イ. 大学において、懲戒処分を受け、または成業の見込みがないと判断されたとき。
- ウ. 留学または退学したとき。
- エ. その他この規程に定める奨学生としての資格を失ったとき。

第10 奨学金の返納

協会は、奨学金の支給後において第8の(1)若しくは(2)、または第9に定める事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部または一部を返納させることができる。

第11 奨学金の辞退

- (1) 奨学生は、在学大学長を通じていつでも奨学金の支給を辞退することができる。
- (2) 奨学生が転学した場合は、奨学金の支給を辞退したものとする。ただし、この場合において、協会は特別の事情があると認めたときは、奨学金の支給を継続することができる。

第12 報告書の提出

奨学生は奨学金支給期間終了後、速やかに別に定める様式による学習報告書を、在学大学長を通じて協会に提出するものとする。

第 1 3 事務処理

この制度に関する事務は、協会において処理する。

第 1 4 実施細目

この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

[付 則]

この規程は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行し、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

理事会の承認を得れば、本規程を変更することができる。

[備 考]

本規程「第 3 奨学金の支給対象者」のうち、「～別表第 1 に定める在留資格『留学』を有する者とする。」は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第 79 号）及び同法関係省令の一部を改正する省令等が、平成 2 年 6 月 1 日から施行されたため改正したものである。

外国人留学生奨学金支給要項

公益財団法人 守屋留学生交流協会
(平成 10 年 4 月 1 日制定)

3. 趣 旨

この要項は、奨学金給与規程に基づき、奨学金の支給に関し必要な事項を定める。

4. 奨学金の額

奨学金の額は、月額 70,000 円とし、日割り計算は行わない。

5. 支給期間

奨学金の支給期間は、選考年の年度開始月から在学中の 2 ヶ年とする。

6. 支給方法

(1) 奨学金は、原則として、3 ヶ月毎別紙様式による奨学生からの請求に基づいて支給する。支給日と支給方法は事前に各大学・本人に連絡する。

(2) 在学する大学においては、奨学金の受領代理者を定めるものとする。

7. 専用口座の設置

大学においては、銀行その他の機関に外国人留学生奨学金口座を設置し、別紙様式により、公益財団法人守屋留学生交流協会（以下「協会」という）に通知するものとする。

8. 振込送金

奨学金は、交付会での支給のほか、協会から各大学の専用口座に振り込み、送金する。

9. 奨学金の交付

大学においては、奨学生に対して奨学金を交付し、別紙様式による受領書を徴して協会に送付するものとする。